

広島県告示第八百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市南区向洋新町一丁目、同区向洋新町二丁目、向洋新町三丁目、同区向洋大原町、同区月見町及び同区向洋中町地内	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示  区域の表示及び法令による土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
向洋中町一〇（二〇八―）	急傾斜地の崩壊	向洋中町一〇（二〇八―） 急傾斜地の崩壊
向洋大原町二〇（二一〇―四）	急傾斜地の崩壊	向洋大原町二〇（二一〇―四） 急傾斜地の崩壊
向洋大原町二〇（二二〇―五）	急傾斜地の崩壊	向洋大原町二〇（二二〇―五） 急傾斜地の崩壊
向洋大原町二六（二二一―）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
向洋大原町四〇（二二二―）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
向洋大原町三一（二二二―）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
向洋大原町三一（二二二―）	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
向洋新町一丁目二三（五四八九）	急傾斜地の崩壊	向洋新町一丁目二三（五四八九） 急傾斜地の崩壊

向洋新町一 丁目二三（ 五四八九― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町一 丁目二三（ 五四八九― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町一 丁目二三（ 五四八九― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町一 丁目二三（ 五四八九― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町一 丁目二三（ 五四八九― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町一 丁目二三（ 五四八九― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 五）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	向洋新町三 丁目三四（ 五四九〇― 六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
向洋大原町 二九（五五 五一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。